

(別添)

○ 自立支援医療費の支給認定について（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改 正 後	現 行
障発第 0303002 号	障発第 0303002 号
平成 18 年 3 月 3 日	平成 18 年 3 月 3 日
一部改正 障発 0113 第 2 号	一部改正 障発 0113 第 2 号
平成 23 年 1 月 13 日	平成 23 年 1 月 13 日
一部改正 障発 0322 第 1 号	一部改正 障発 0322 第 1 号
平成 24 年 3 月 22 日	平成 24 年 3 月 22 日
一部改正 障発 0315 第 3 号	一部改正 障発 0315 第 3 号
平成 25 年 3 月 15 日	平成 25 年 3 月 15 日
一部改正 障発 0124 第 6 号	一部改正 障発 0124 第 6 号
平成 26 年 1 月 24 日	平成 26 年 1 月 24 日
一部改正 障発 1001 第 4 号	一部改正 障発 1001 第 4 号
平成 26 年 10 月 1 日	平成 26 年 10 月 1 日
一部改正 障発 0329 第 9 号	一部改正 障発 0329 第 9 号
平成 27 年 3 月 27 日	平成 27 年 3 月 27 日
一部改正 障発 1112 第 7 号	一部改正 障発 1112 第 7 号
平成 27 年 11 月 12 日	平成 27 年 11 月 12 日
一部改正 障発 0328 第 1 号	一部改正 障発 0328 第 1 号
平成 28 年 3 月 28 日	平成 28 年 3 月 28 日
一部改正 障発 0330 第 2 号	一部改正 障発 0330 第 2 号
平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 3 月 30 日
一部改正 障発 0628 第 4 号	一部改正 障発 0628 第 4 号
平成 30 年 6 月 28 日	平成 30 年 6 月 28 日

一部改正 障発 0823 第 1 号
平成 30 年 8 月 23 日
一部改正 障発 0507 第 4 号
令和元年 5 月 7 日
一部改正 障発 0701 第 2 号
令和元年 7 月 1 日
一部改正 障発 0330 第 10 号
令和 2 年 3 月 30 日
一部改正 障発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日
一部改正 障発 1228 第 7 号
令和 2 年 12 月 28 日
一部改正 障発 0331 第 3 号
令和 3 年 3 月 31 日
一部改正 障発 0329 第 4 号
こ支障第 92 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
こども家庭庁支援局長

自立支援医療費の支給認定について

(略)

一部改正 障発 0823 第 1 号
平成 30 年 8 月 23 日
一部改正 障発 0507 第 4 号
令和元年 5 月 7 日
一部改正 障発 0701 第 2 号
令和元年 7 月 1 日
一部改正 障発 0330 第 10 号
令和 2 年 3 月 30 日
一部改正 障発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日
一部改正 障発 1228 第 7 号
令和 2 年 12 月 28 日
一部改正 障発 0331 第 3 号
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

自立支援医療費の支給認定について

(略)

別紙 1

自立支援医療費支給認定通則実施要綱

(略)

第 1 (略)

第 2 所得区分

(略)

1・2 (略)

3 1の所得区分のうち④中間所得層については、受診者が重度かつ継続に該当しない場合であって、育成医療を受けるときには、令和9年3月31日までの間は、次のとおり別途所得区分を設け、それぞれの負担上限月額を設ける。

④' 中間所得層(育成医療)Ⅰ 負担上限月額 5,000円

④" 中間所得層(育成医療)Ⅱ 負担上限月額10,000円

4 1の所得区分のうち⑤一定所得以上については、受診者が重度かつ継続に該当する場合には、令和9年3月31日までの間は、自立支援医療費の支給対象とし、次のとおり別途所得区分及び負担上限月額を設ける。

⑤' 一定所得以上(重度かつ継続) 負担上限月額20,000円

5～15 (略)

第3～第14 (略)

別紙2～別紙4 (略)

別紙様式第1号～別紙様式第9号 (略)

別紙 1

自立支援医療費支給認定通則実施要綱

(略)

第 1 (略)

第 2 所得区分

(略)

1・2 (略)

3 1の所得区分のうち④中間所得層については、受診者が重度かつ継続に該当しない場合であって、育成医療を受けるときには、令和6年3月31日までの間は、次のとおり別途所得区分を設け、それぞれの負担上限月額を設ける。

④' 中間所得層(育成医療)Ⅰ 負担上限月額 5,000円

④" 中間所得層(育成医療)Ⅱ 負担上限月額10,000円

4 1の所得区分のうち⑤一定所得以上については、受診者が重度かつ継続に該当する場合には、令和6年3月31日までの間は、自立支援医療費の支給対象とし、次のとおり別途所得区分及び負担上限月額を設ける。

⑤' 一定所得以上(重度かつ継続) 負担上限月額20,000円

5～15 (略)

第3～第14 (略)

別紙2～別紙4 (略)

別紙様式第1号～別紙様式第9号 (略)